

伝六角氏郷著作の戦国武将評

——浅井長政と蒲生賢秀——

磯部佳宗

はじめに

六角氏郷は元和七年（一六二一）生まれとされる浪人であり、宇多源氏佐々木氏の嫡流と称したが、通説によれば沢田源内という者の詐称とされる。源内は上述した自己の系譜を採り入れた「偽書」を著したり、依頼されて系図を作成したりしたものである。いつぼう、氏郷と源内とは別人であり、氏郷の主張は正しいとする異説も現在存在する。本稿では、源内同人説の実否については議論の対象から除き、六角氏郷の呼称を使用することとする。

ところで、氏郷を偽者とする後人は、京都で官位を偽称す

る者が糾明されたことに氏郷は恐れをいだき、以後、官名（中務大輔）を称することをやめ、僧房の傍らに隠れ住んでいたとする（『重編応仁記』（宝永八年 一七一 刊）等¹）。

だが、事実は上述の通りではなかった。まず、堀田璋左右、佐々木哲の各氏が紹介した『京極氏家臣某覚書抜萃』（東京大学史料編纂所架蔵謄写本『六角佐々木氏系図略』所収²）によれば、氏郷は白小袖を着用していたことに対して、京都所司代から与力を通じて尋問された際、男子が出生すると、七夜の内から五位の諸大夫になるという往古よりの永補任免許を根拠にして堂々と対応した³。このときには中務少輔と称している。その後、氏郷の家来と称する者が讃岐丸亀を訪れ、氏郷には相続する子がないため、佐々木六角・京極に伝来

すべき「家宝七品」を京極家に譲渡したいと伝えた。当主高豊は受納したといふ。このときはかつて称していた兵部に戻っているようだから、後人の指摘通り、官名を称することをやめていることになる。⁽⁴⁾しかし、十二月九日付京極備中守（高豊）宛書状の署名には「六角中務大輔氏郷」とある（「六角佐々木氏系図略」所収）。堀田氏によれば、本文書は氏郷が丸亀京極家に譲渡したと考えられる六角氏系図の巻末に書き加えられていたもの。氏は二丁目については不明とし、照かとも思われると述べるが、東京大学史料編纂所本では「郷」と読める。

また、江戸幕府が編集した家譜「家伝 古文書の集録『譜牒余録』（寛政十一年 一七九九 十一月成立⁽⁵⁾）の巻三十六「稲葉丹後守之」には、「六角中務」こと氏郷に関する記載がある。⁽⁶⁾稲葉丹後守こと正通は、氏郷に白小袖着用の件について尋問したときの京都所司代である（「京極氏家臣某覚書抜萃」では父の正則と誤記）。『譜牒余録』稲葉丹後守の項には、稲葉の家来ならびに知行所の百姓・町人等が所持する徳川家康・秀忠の書状や下賜品に関する調査報告書が収められている。これによれば、氏郷が「京都六条道場寺中満願寺」

（当時、現京都市中京区中之通東側に所在⁽⁷⁾）に居住し、家康が遣わした慶長五年（一六〇〇）九月二十八日付佐々木少将宛書状と頭巾、腰の物を所持しているとされている。氏郷は京都所司代と関わっており、その後、大名京極家と交流していたのであった。

さて、『京極氏家臣某覚書抜萃』によれば、氏郷が丸亀京極家に譲渡した「家宝」は「錦之御旗 一流」「鞭 一本」のほか四品と、「七相神伝巻 巻巻」とされる。全貌が分からないが、『特別展 丸亀京極家 名門大名の江戸時代』（香川県立ミュージアム編集・発行、二〇一二年十一月）から得た知見によつて、不足を補えると考ええる。本書には、現在、丸亀市立資料館に所蔵される京極家伝来品の一部について、図版と解説が収められており、解説ではまったく触れられていないが、氏郷旧蔵品と推測されるものが含まれているのである。その検討については次節に述べるが、氏郷に関すると考えられるものに犬追物関係資料があり、これらのなかに書写した者を近江の戦国武将浅井長政・蒲生賢秀とするものがあるのである。氏郷にとつて、身近に感じられる武将であったということになるだろう。そこで、伝氏郷著作中、二

人に関する記述を見たところ、作者が特別視していたのではないかと考えるに至った。

伝氏郷著作には氏郷を作者とする記載は見られないが、後人によって氏郷が著したとされている。近代になって氏郷について述べる研究者の多くが、氏郷の著作とする立場で作品を個々に扱ってきた。しかし筆者は、複数の作品を総合的に取り上げることによって、真に氏郷の著作であるかという問題や作者像、伝著作の特徴などについて、理解をより深めることができるのではないかと考える。これまでに発表された拙稿⁸⁾と同じく、本稿でもこの考えに基づき、氏郷との縁が認められる浅井長政と蒲生賢秀に注目して、伝氏郷著作での二人の描かれ方について人物評を中心に考察していきたい。なお、蒲生賢秀の実名については、伝氏郷著作では記されていないが、事実と異なっていたりするものがあるが、本稿では史実である「賢秀」を用いる。

一 丸亀京極家伝来の犬追物関係資料

丸亀京極家伝来品については御厨義道氏執筆の解説に拠るところとする。「江戸時代初期以前で中世に遡る古書類を管理するため長持にまとめた際の記録」である元禄九年（一六九六）「古帳御長持入日記」（展示番号67）のなかに、「一 佐々木神伝之巻 一巻」と「同七相神伝之巻 一巻」とを併記して、「右一箱」と注記する一連の記載がある。「京極氏家臣某寛書抜萃」に記載の「七相神伝巻」が見えることが注目される。それらに該当するとみられているのが、同箱で伝来する「沙々貴神伝巻」一巻（展示番号77）と「沙々貴神伝七相之識書」一巻（展示番号78）である。京極家原蔵の六角氏系図によれば、氏郷は元禄六年十二月二十一日歿（享年七十三）とされるから（『六角佐々木氏系図略』所収）、氏郷から譲渡された「家宝」が「古帳御長持入日記」に記載されている蓋然性が高い。よって、「佐々木神伝之巻」「同七相神伝之巻」こと「沙々貴神伝巻」「沙々貴神伝七相之識書」は氏郷旧蔵品と考えられる。

さて、本稿で注目したいのは、次の犬追物関係資料である。

『犬追物絵図』一 幅（展示番号80）

『佐々貴家犬追物本紀』一 巻（展示番号81）

「佐々貴家犬追物古実巻」一巻（展示番号82）

「佐々貴家犬追物検見矢評議巻」一巻（展示番号83）

これらは「古帳御長持入日記」に「佐々木家犬追物之書三巻」「外絵図巻」（脇に注記）と記載されるものに該当するとみられている。

「犬追物絵図」には、画面左に「天文十九年五月大屋形義秀卿依貴命、土佐刑部少輔光茂、江州観音寺御城本丸画之蒙仰写之、御記録蔵入」という書き込みがあり、類本の存在が知られている^⑤。「大屋形義秀卿」は氏郷の祖父とされる人物である。

「佐々貴家犬追物本紀」は「妖狐の化身である玉藻前退治のために行われた修練が犬追物の起源であることを説いたもの」。奥書は「永禄二年三月朔日、蒙釣命、染渴筆、恥後見而已 浅井備前守藤長政書也（之力）」とあり、「政重 賢政 亮政 久政 長政」と続く浅井氏の系図が巻末に書かれている。

伝氏郷著作であり、主に浅井氏の興亡を記した軍書である『浅井日記』（成立年代未詳^⑩）巻頭の浅井氏系図では、浅井氏初代政重の子かつ賢政の父として「忠政」の名が記載されて

いるが、本文には見えない。本文によれば、政重は文安三年（二四四六）に生まれ、明応五年（一四九六）に歿した。文明八年（一四七六）に誕生した賢政は、政重三十一歳のときの子となり、年齢に矛盾しない。したがって、本文に忠政の事蹟が見えないのは、脱文のためではないと考えられる。

「佐々貴家犬追物本紀」では、この浅井氏直系と同じ系図を伝えていることに注目されよう。奥書に見える長政の呼称は永禄二年（一五五九）三月時点では、受領名、実名とも間違っている^⑪。

「佐々貴家犬追物古実巻」は「犬追物に関する決まり事を六十五ヶ条にわたって記す。」「奥書は「永禄二年春為後世可書写之旨蒙大屋形義秀公釣命、染老筆訖、右件之御本書者御当家十九世満高朝臣御自筆也、其後御代々被加書之式法、亦繁多也 蒲生右兵衛大夫藤原賢秀書也（之力）」とあり、蒲生氏の系図が記載されている。

「佐々貴家犬追物検見矢評議巻」については書写したとされる者に関する記載はないので、以下本稿では触れない。

御厨氏は、「佐々貴家犬追物古実巻」奥書には、「大屋形義秀」の命によって写したとあることから、同じ年記の奥書を

有する「佐々貴家犬追物本紀」も「大屋形義秀」が命を下した人物と考えるのが自然であろうと述べる。これらの犬追物関係資料は、氏郷の祖父とされる人物に関わるのである。長政は北近江の小谷城主、賢秀は南近江の日野城主であり、永禄二年三月当時、浅井氏は六角氏に抑えられてはいたが、独立しており、蒲生氏は六角義賢（承禎）の家臣であった。義賢の父定頼は兄氏綱が嗣子なく早世したため、家督を継いだとするのが通説である。しかし、氏郷は氏綱の直系と称し、氏綱 義実 義秀 義郷（義康） 氏郷と続く系譜が六角氏嫡流であると主張したのである。また、北近江の浅井氏が義秀の命に従うということは、義秀の勢力圏は南近江だけではなく、近江全土を支配するという伝氏郷著作に描かれる戦国近江の歴史と共通している。よって、京極家伝来の犬追物関係資料は氏郷が譲渡したものと結論づけることができる。

二一 『和論語』の浅井長政評

伝六角氏郷著作では、浅井長政を「義士」と評するものが

二書確認できる。神託や古今の人物の金言を集めたとする教訓書『和論語』（『倭論語』。寛文九年 一六六九 閏十月刊）と『浅井日記』とである。しかし、両書の描く戦国史は、たとえば、屋形義秀の歿年月日が異なるなど一致しない。そこで内容を検討するにあたり、各書個別に行なうこととし、まず『和論語』を、次に『浅井日記』を取り上げる。

なお、以下触れることになる武將阿閉氏の名字は「阿閉」と表記されることもある。本稿では、既存の書物から引用する場合、「阿閉」表記であれば、これに従うが、その他の場合は「阿閉」表記を用いることとする。

『和論語』巻六「藤長政」

藤長政。天正元年八月廿九日伏誅の時、浅井新八郎に向日曰。我信長姉智なりといへとも。終に手をさげす。然に今官領義秀公重病により、蒲生阿閉、以下、信長へ馬をつなき。先祖普代の君をすて。一身の栄久を思ふ事。誠人非人なり。みよく後人かれらか冥加につきなん事を。我義死をとけ。本朝義士の手本に備へ末代逆心のものゝ運をつは八んとなり

浅井備前守、藤原助政、男下野守久政、男也。号三備前

守^ト。累代佐々貴家ノ臣也^{ナリ}。弓馬ノ達人、能書、武畧、
達人、中興ノ義士也。

(傍線・波線、記号筆者)

長政の言葉、略伝ともに「義士」(波線部)の語が見える。
さて、本文に見える「官(管)領義秀公」は、前述した丸

亀京極家伝来の犬追物関係資料に見える「大屋形義秀卿(公)」
と同名である。同じく犬追物関係資料と関係がある長政、蒲
生も登場していることが注目されるが、長政は義秀のために
織田信長と戦って「義死をとけ(遂げ)」「ようとする」「義士」
とされる一方、賢秀は信長方になって重病の主君を捨てた
「人非人」とされている。蒲生と並んでいるのが阿閉と畠で
ある。畠は未詳であるが、阿閉は北近江の山本山城主であり
浅井氏家臣であった。阿閉は北近江も義秀を国主とする伝氏
郷著作の戦国近江史観に沿って、長政ではなく、義秀を裏切っ
たとされているのである。ただ、『和論語』の記述だけでは、
長政最期の一場面のみを切り取っているので、義秀のために
信長と戦うことになった経緯が分からない。『和論語』の長
政最期の言葉は、伝氏郷著作であり、天文から元和年間に至
るまでの六角氏に関する軍書である『江源武鑑』(明暦二年

一六五六 十一月刊¹³)記載の義秀の言葉に似ている。近似
した内容を一方では家臣が、もう一方では主君が語っている
という相異はあるが、信長と戦うという立場は共通している
ので、『和論語』の長政の言葉の背景は『江源武鑑』によっ
て理解できる可能性が高いだろう。

三 『江源武鑑』に見える屋形義秀の言葉

そこで、『和論語』所収の浅井長政の言葉に似た義秀の言
葉を含む『江源武鑑』天正元年(一五七三)八月九日条を見
ていきたい。

『江源武鑑』卷十七、天正元年八月九日条
九日、浅井備前守カ方ヨリ早馬ヲ以テ、観音城へ注進ス。
其旨ハ日野蒲生右兵衛大夫・子息忠三郎、阿閉淡路守、
信長へウラカヘリ敵ノ色ヲ立テ候ト云ニ、又新藤山城
守カ方ヨリモ告来ル。其外所々ノ城々ヨリ観音城へ注進
スル事、クシノハヲヒクカコトシ。屋形中風ノ御煩ニテ御
足モタ、サルニ、御次ノ間マテヲトリ出玉ヒ、「何ク、
蒲生・阿閉、信長カ方へウラカヘリタルトナ。吾病中

ノ故ナリ」トテ、ハカミシ玉フカ、目加田撰津守ヲ召レテ、「蒲生力人質、阿閉力人質ヲ是へ召ツレヨ」トテ、蒲生力女ト阿閉力八歳ニ成男子トヲ「御座所ノシラスニテツルシキリニセヨ」トテ、キラセ玉フテ屋形ノ曰、「蒲生・阿閉、代々ノ大恩ヲワスレ、今逆心スル事、タトへハ吾病死又討死スル共、七生マテ蒲生・阿閉力子々孫々ヲヤヤサン物ヲ」トテ、大ノ男ノ御眼ヲニラミ玉フ事、スサマシキ事也。

(傍線、記号筆者)

『江源武鑑』傍線部 は『和論語』傍線部 とほぼ同内容であり、蒲生・阿閉が信長へ寝返つたのは、主君義秀が病氣のためとする。『江源武鑑』傍線部 は『和論語』傍線部 と似通つており、先祖代々仕えてきた主家を裏切つたとする。『江源武鑑』傍線部 は『和論語』傍線部 と似ており、裏切り者の子孫を絶やそうという言葉を発している。これについては、『太平記』巻十六「正成兄弟討死の事」に描かれる湊川で敗戦した楠木正成（正成については後述）らが自害するにあたり、弟正季が七生まで（七度生まれ変わって）朝敵

を滅ぼしたいと述べたという一件が影響している可能性がある。

『江源武鑑』では、近江の屋形義秀対織田信長という対立の構図として語られており、長政と信長との戦いは、長政が家臣として義秀方に付いたことに起因する。この対立前、將軍足利義昭が立て籠もる宇治の槇島（真木嶋）城攻めでは、義秀は信長方であり、「蒲生右兵衛大夫」は義秀が病中で出馬できないため、「江州ノ御名代」として「進藤山城守」とともに「大将」とされた。「阿閉淡路守」は「旗頭衆」のひとつりである。蒲生忠三郎は信長の臣佐久間右衛門とともに河内若江まで、宇治から追放された義昭の供をした。この時点では、蒲生父子は江州勢として重要な役目を果たしている。その後、信長は義秀を除こうと考え、妹婿の長政に近江全土を遣わすという条件で誘うが、信長の使者を美濃・近江の境の川にて磔にした。このときから、信長と江州とが敵対関係となったとする。これに続くのが前掲の引用文である。『和論語』の長政の言葉の背景は『江源武鑑』によって読み取ることができる。このことは、『和論語』の長政の言葉は『江源武鑑』を参考にして書かれたことを意味するのではな

いか。

四 蒲生・阿閉の絶家と伝氏郷著作

『江源武鑑』に見える蒲生・阿閉への義秀の言葉から、いっけん、作者は両家が断絶した事実を知っていたのではないかと思われる。現在、蒲生、阿閉各家の末路については、次のことが知られているからである。

蒲生家は豊臣秀吉政権下で大名となつたが、当主忠知が寛永十一年（一六三四）八月十八日に卒したことにより、無嗣断絶した（『断家譜』巻九「蒲生（藤原¹⁵）」）。

阿閉家は天正十年（一五八二）の本能寺の変後、明智光秀に与党し、羽柴秀吉の近江長浜城を占拠したが、のちに淡路守貞征・孫五郎貞大父子ら一族は磔刑に処せられた。

以下、阿閉については関係史料を掲出する。

瀧川左近将監宛書状 大阪城天守閣所蔵

（天正十年）六月二十六日付瀧川一益宛

一江州族者、今度明智同意之族為成敗、坂本より直二罷越、或刎首、或命を助令赦免候、^{（貞征）}阿閉事、連年構逆心

候間、^{（近江國）}山本山二楯籠成御敵候之条、足輕共差遣、父子三人、其外一類女子共一類悉刎首、何も一篇二申付候事、

（『豊臣秀吉文書集一』四四四号¹⁶）

齋藤玄蕃允他宛書状写 「金井文書」東京大学史料編纂所影写本

（天正十年）十月十八日付齋藤玄蕃允利葬・岡本太郎左衛門良勝宛

一即江州へ致御供、山本之城阿閉^{（貞征）}持候といへとも、先人数二申付、首を切可申といへとも、令降参人質を出申二付而、尾濃之御成敗可有之とはか行に命を助、^{（近江國）}長浜へ罷通候事、

（『豊臣秀吉文書集一』五二二号）

『惟任謀反記』（作者は秀吉御伽衆の大村由己）？
（一五九六）¹⁷

然江北長浜。阿閉孫五郎為惟任一味在城。秀吉有宿意。故不堪降参。開退長浜。楯籠吾本館。秀吉元来所悪。何緩之乎。則遣宮部次兵衛尉中村孫平次一氏。阿閉一類。悉懸磔者也。

『総見院殿追善記』（漢文の『惟任謀反記』を天正十一年頃、松永徳庵永種が仮名交じり文に書き改めたもの。）

然に江州北郡長浜には、阿閉孫五郎。惟任一味として在城す。秀吉意趣なきに非ず。故に降参叶はずして長浜を退て。我もとの館に楯籠る。秀吉元来患所也。争かこれを許さむや。則人数を差遣。阿閉が一類悉磔にかくる者也。

現代では、様々な史料を見る機会に恵まれているので、蒲生と阿閉が絶家したことを史実として知っている。いにしえには史料不足のために知ることが困難なことも多いだろう。

蒲生家については、『江源武鑑』のなかに賢秀に該当する人物の実名を「氏定」とする記述があるので、蒲生家の系譜に関する作者の知識は乏しかったと言えるであろう。

阿閉家については、『江源武鑑』では天正十年の出来事も記すので調査できる。そこで調べてみたが、末路については見えない。『江源武鑑』では、蒲生と阿閉に対する義秀の言葉は成就していないのである。天正元年、越前朝倉氏および浅井氏が滅亡したのち、勅意によって信長から義秀に和睦を

持ち掛けて成立、蒲生と阿閉は再び義秀に仕えている。両家を許した義秀の言葉が実現しないのは当然であろうか。

五 『江源武鑑』と小瀬甫庵の著作

かつて、『江源武鑑』の醍醐の花見記事（慶長三年 一五九八 三月十五日条）には、儒医小瀬甫庵（一五六四～一六四〇）の『太閤記』（寛永十一年九月以降、同十四年閏三月以前刊行）が利用されていると指摘したことがある。⁽²⁰⁾ 本書には本能寺の変後の阿閉に関する記事が見える。

『太閤記』巻三「山崎合戦之事」⁽²¹⁾

山崎表之先手は齋藤内蔵助、柴田源左衛門尉、其勢二千余。加勢は阿閉淡路守、其子孫五郎、池田伊与守、後藤喜三郎、多賀新左衛門尉、久徳六左衛門尉、小川土佐守、是は江州之国土たりしが、不及是非参陣してけり。其勢三千、都合五千也。

（傍線筆者）

山崎合戦の際、明智に加勢した近江の武将として、父子ともに記載されている（傍線部）。『太閤記』のなかで、阿閉が

登場するのは、この一箇所のみである。

ところで『江源武鑑』によれば、光秀の居城坂本城の合戦に勝つた観音城の軍勢は、明智軍によって観音城が攻め落とされたため、途方に暮れて大津に集まっていた。だが、稚屋形(六角氏郷の父とされる)が箕浦城に落ち延びたことを聞き、次のように対応が分かれたという。1、箕浦へ行き、稚屋形を守り立てた。2、光秀方に付いた。3、尾張などへ落ちた。2は前掲した『太閤記』の記事に拠っている可能性があるが、人名は書かれていない。『太閤記』は大部の著書なので、『江源武鑑』の作者は醍醐の花見記事がある巻十六は読んでいても、巻三も同じであるとは限らない。そこで、山崎合戦に関する出来事という点から、両書に見える光秀の敗走から遭難に至るまでの記事を比較検討したい。

『江源武鑑』巻十八

光秀八同名庄兵衛、進士作左衛門、村越三十郎、山本山入、三宅孫十郎ト云者五人ヲ召連テ伏見へ落テ行ケルカ、山科ニカ、リテ江州へ落ルトテ、運命ノツタナサヨ、山科小栗栖ニ到テ、云ニカヒナキ野人ニツキヲトサレテ、最期ノ首尾ハシラネ共、頸ハ京都ニ上テ、四条河原ニ獄

門ニソカ、リケル。

『太閤記』巻三「惟任坂本を心ざし勝竜寺より落
行事」

夜半の鐘声聞えし比、惟任は明智勝兵衛尉、進士作左衛門尉、村越三十郎、堀毛与次郎、山本仙入、三宅孫十郎など召し連れ、忍び出、伏見へ落行。其より小栗栖へ出て行処を藪の中より、さぎにのりつる村越を鏑にて突にけり。去共、筒丸のさねつよかりしかば、突止す。次に乗行騎兵を突たるに、惟任が右の脇をしたゝかに突入てけり。(下略)

(両書ともに傍線筆者)

光秀の従者の名を記すこと、伏見へ落ちて行つたこと、光秀が小栗栖で突かれたことが同じ順序で書かれているので(以上、傍線部)、利用しているようにみえるが、従者の名など、異なるところも多い。

ところで笹川祥生氏は、『江源武鑑』の作者が小瀬甫庵の『信長記』(初刊年については元和八年と慶長十六年末以降、同十七年五月以前とする説とがある)を利用してると述べている。『江源武鑑』巻十八では、本能寺の変の際、二条御

所にて信長嫡男信忠に殉じた人名を列挙している。『信長記』卷十五之上「羽林信忠卿御最期の事」も同様であり、『江源武鑑』の作者が下敷きにした可能性があるだろう。両書と比較検討することによって、『江源武鑑』の作者による既存書物の利用方法の一端を知ることができるのではないか。また、人名表記を問題とするので、前述した『太閤記』との関係を考える上でも参考になるだろう。以下、『江源武鑑』の表記を中心にし（ただし、傍訓を除く）、『信長記』の表記は、『江源武鑑』の表記と相異なる場合に限り、人名ごとに『江源武鑑』の表記の下に続ける（ ）内に記すこととする。²³⁾

『江源武鑑』と『信長記』との比較

1 津田又十郎長利（津田又十郎殿）、2（同源三郎殿）、3 同勘七（殿）、4 同九郎二郎、5 同小藤次、6 菅谷九右衛門（菅屋九右衛門尉）、7 子角蔵（子息）、8 菅谷勝次郎、9 山田十右衛門（なし）、10 沢田越中守（なし）、11 猪子兵助、12 村井春長軒、13 子清次（子息）、14 同作右衛門（尉）、15 平川十右衛門（なし）、16 毛利新左衛門（尉）、17 安彦彦三（なし）、18 和田勘介（なし）、19 毛利岩丸（子息岩丸）、20 斎藤新五郎（斎藤新五

郎）、21 坂井越中守、22 赤座七郎右衛門（尉）、23 同助六（舎弟助太郎）、24 和気善太郎（なし）、25 井口平九郎（なし）、26 桜木伝七、27 団平八（団平八郎）、28 服部小藤太、29 永井新太郎、30 野々村三十郎、31 篠川兵庫頭、32 下石彦右衛門（尉）、33 石原主水正（なし）、34 富田太郎左衛門（なし）、35 沢田武介（なし）、36 下方弥三郎、37 弟喜太郎（舎弟）、38 塙伝三郎、39 亀井又五郎（なし）、40 種村彦四郎、41 春日源八郎、42 寺田善右衛門（尉）、43 阿部佐平太（なし）、44 福富平左衛門（福富平左衛門尉）、45 桑原吉蔵、46 伏田三吉（なし）、47 清水三郎兵衛（なし）、48 三宅権内（なし）、49 藤田仁右衛門（なし）、50 桑原九蔵（舎弟九蔵）、51 逆川甚五郎、52 小沢六郎三郎、53 石田孫左衛門（尉）、54 平田万作（なし）、55 宮田彦四郎、56 平野新左衛門（尉）、57 同勘右衛門（尉）、58 中川刑部少輔（なし）、59 飯尾茂介（飯尾茂助）、60 長岡日向守（なし）、61 村井新左衛門（尉）、62 服部六兵衛（尉）、63 高橋藤丸、64 佐々清蔵、65 山口兵衛（なし）、66 同小弁（山口小弁）、67 同半四郎、68 木造七兵衛（なし）、69 村瀬虎丸、70 小川源四郎（小

河源四郎)、71神戸次郎作、72大脇喜八、73犬飼孫三、74河野善四郎、75安元左近(なし)、76弓削新兵衛(なし)、77石黒彦次郎(石黒彦二郎)、78越智小十郎、79中根市丞(なし)、80秋山治兵衛(なし)、81浅井清蔵、82水野惣介(水野宗助)、83同九蔵、84井上又三郎(井上又蔵)、85加藤辰介(賀藤辰丸)、86岡部又右衛門(なし)、87竹中彦八(竹中彦八郎)、88河崎与介(河崎与助)〔等〕右記の『江源武鑑』の記載には、『信長記』に見える人名と同一のものがある。また、「殿」や「尉」「郎」の字がなかったり、漢字表記や通称がやや異なったりするほ、同一のものがある。これらを併せた記載順は『信長記』と一致する。合計二十六名分加わっているが、『江源武鑑』の記載は『信長記』を下敷きにしていると考えられる。両書相異なる例で興味深いのは、親族関係者の名を続ける『信長記』の記述の間に、『江源武鑑』では人名を加えたため、親族関係者のうち後者には続柄が記されていたのが、名字に変えられていることである(19、50)。また、『信長記』では「津田又十郎殿」の次に記載される「同源三郎殿」(2)が『江源武鑑』には見えないことに注目したい。こついつた例は一名のみなので、

書き漏らしたとも考えられるが、前掲した『太閤記』『江源武鑑』の明智光秀敗走に関する記事も同じである。光秀の従者について、『太閤記』では六人の名が明記されているが、『江源武鑑』では五分と一人少ない。「尉」の有無や漢字表記の相異も同じく見られる。よって、『江源武鑑』の作者は『太閤記』巻三を参考にしてたと結論できよう。

六 『浅井日記』の浅井長政評

『浅井日記』では長政の批評について三箇所見られる。これらのうち、「義士」の語は一箇所にある。特徴的なのは、三箇所すべて、鎌倉時代末期から南北朝時代初期の武将、楠木(楠とも)正成(？)一三三六の名を併記することである。以下引用する。

『浅井日記』(天正元年七月、上洛して二条の御所を攻めるであろう信長を討ち取るため、信長の上洛後の通路を遮るようという將軍の命令を受けながら、長政は兵を起さなかった。このことについての長政と阿閉との会話)

阿閉淡路守曰、上意に任せて信長上洛の後を遮らば、必ず信長を討取るべきなり。長政聞いて之を曰、他の弊に乘じて当敵を伐つことは、良將の悪む所なり。足下の言中らず。此節若し長政、後を遮るならば、一定信長を討たん事、石を以て卵を壓ぐが如くならん。然りと雖も、吾が武の志を外にせば、必ず後人の笑を受くべきなりとて、遂に兵を出さざるなり。阿閉曰、正成・長政のみ天下の義士なりと。長政曰、足下の言、將には吉と。

『浅井日記』 (自尽した長政に対する批評)

忠を子孫の上に貽し、名を万代の鏡に懸く。本朝忠臣多しと雖も、天下武家の手に移りし以来、惟楠正成・浅井長政二人のみ。万人の鏡にして武士の骨脈なり。

『浅井日記』 (巻末の記事)

浅井備前守長政は、元祖浅井新三郎政重、三条大納言公綱卿の子にして、其姓藤原なり。久政の代に至りて実父の姓に反つて源姓なり。久政は佐々木管領氏綱朝臣の妾、浅井備前守助政が姉、北向殿の生む所なり。亮政之を給はりて養育して家に附す。世にいふ、久政・長政二代の浅井、忠を致し節を持する者、本朝開關以来絶倫の義士

なり。唯楠正成を除くのみと、長政子四人あり。嫡男は万福丸とて、長政に先立つて早世す。余三人は皆女子なり。一人は京極の宰相高次の室、常高院と号し、一人は豊臣秀吉公の室、淀殿と号し、右大臣秀頼公の御母なり。一人は征夷大將軍秀忠公の御台所なり。崇源院殿と号す。浅井家、無二の義士たる故に、没後の佳名天下に輝けり。

(以上、傍線・波線筆者)

『浅井日記』では、浅井氏を「義士」と評する際、楠木正成に触れている。まず若尾政希氏によれば、近世初期における正成像の一つとして、『太平記』以来の忠臣像が継承されてきた²⁴。また武田昌憲氏によれば、元禄時代以後も、たとえば、水戸の徳川光圀によって正成の墓に石碑「嗚呼忠臣楠子之墓」が建立されたり、高家吉良上野介を討つた元赤穂藩家老大石内蔵助は正成の生まれ変わりであり、忠孝をなしたと評されたりした²⁵。他に加美宏氏によれば、智将・名将の規範・理想像として正成の名が戦国軍記に引かれはじめた。登場人物のすぐれた一面を表現し強調する場合に、その方面の理想的先人を引き合いに出し、それと対比する形をとるのは、中

世軍記文芸の伝統的手法の一つといえるという。²⁶⁾『浅井日記』は忠臣の代表としての正成像を踏襲し、その表現方法も伝統的手法に倣っているといえよう。以上から、浅井氏への「義士」評に見える正成の名を併記して同等、または正成に次ぐとする記述は、浅井の忠臣像が読み手に深く印象づけられるという効果をねらって書かれたものとみなせるのではないかと。ところで、『浅井日記』では、信長と戦っていた頃の近江の屋形は義秀の子「龍武御曹子」（巻頭の浅井氏系図「長政」の項では「稚屋形義康」。六角氏郷の父とされる）とする。義秀は永禄十一年（一五六八）七月九日に歿したとされているのである。ちなみに、『江源武鑑』では天正十年五月二十四日歿、『和論語』では天正九年正月二十日歿とする。『江源武鑑』と『和論語』との間でも義秀の歿年月日が異なっている。

『浅井日記』と『江源武鑑』とは屋形の代が相異するということとは、長政が信長と戦つ理由に影響を及ぼしていると考えられよう。『江源武鑑』では、信長が義秀を除こうとしたためとするが、『浅井日記』では、信長の行跡から天下を奪おうとする志を読み取り、「譜代の主君を忘れて」、おめお

めと信長に従つことはできないと思い、誅伐を決意したためとしている。

七 『浅井日記』記載の蒲生と阿閉の離反行為

『浅井日記』では、蒲生と阿閉についても『江源武鑑』の描き方と異なる。

蒲生について、主君に反する行為と明記されるのは、次の出来事である。

『浅井日記』元龜元年（一五七〇）五月九日条

九日、信長、畿内敵多くして在京難儀に依つて、家人森三左衛門を志賀宇佐山に留置き、其身は東江州に赴く。愛智郡鯉江城には、佐々木右衛門督義祐あり。甲賀には承禎あり。江東の城主浅井長政に随ふ者共、道に遮つて之を討たんと議す。時に日野の蒲生右衛門大夫賢秀・香津畑勘六左衛門兩人、江州の譜代として主君を違背し、信長に案内をして、二十日の早天に千草越に懸りて、北伊勢に之を落す。日野の内、三木大学助、此由を承禎に告ぐ。（下略）

『浅井日記』では、畿内に敵が多く、在京が困難になったため、信長は岐阜へ帰ろうとして東近江に赴いた。長政に従う者は信長の帰路を遮って討とうという意見を述べ合った。このとき、信長の案内をして千草越をした蒲生らの行動を主君への違背とする。この記事は、『信長記』を参考にしたものと考えられる。

『信長記』巻三「浅井備前守心替付稲葉一揆退治の事」

斯かりける所に、佐々木が残党、愛智郡鯉江の城に楯籠り、市原近辺の一揆を催し、濃州より京都の通路を指塞ぐ。斯かりしかども、日野蒲生右兵衛大夫并に香津畑勘六左衛門など内々心を合せたりしかば、案内は知りたり千草越に下し参らせけるが、(下略)

当時、賢秀は信長の家臣なので、信長のために働くことは当然である。『浅井日記』では、信長と長政奉じる龍武御曹子との戦いという独自の歴史像に基づいて違背行為としているのである。

阿閉については、それぞれ次のように記される。

(傍線筆者)

『浅井日記』天正元年八月七日・八日条

八月七日、永田刑部少輔が諫に依つて、山本山の城主阿閉淡路守・同万五郎、信長方に裏返る程に旗を差挙ぐる。八日、長政、山本山の城を攻む。阿閉降参す。長政、兵を引取らんとするに、浅井石見守曰、彼信長の出張を待たんが為に、偽つて降るなるべし。唯攻亡すべしと、長政曰、縦ひ偽つて人を誑すとて、己に降参する者を攻むべきかとて聴き敢ず、嗚呼是れ浅井家の運尽くるなりといへり。

『信長記』巻六「淀城攻落す事」

同八日に阿閉淡路守御味方に参じ、浅井に對し敵の色を立てたる由、注進ありければ、(下略)

両書の文章に影響関係は認められないが、阿閉が寝返つた時期は一日の差である。『浅井日記』では信長方に付いた理由を「永田刑部少輔が諫に依つ」たからとしており、阿閉の独断ではないとしていることが注目される。ちなみに『江源武鑑』では、近江支配をもくろむ信長が屋形義秀に腹を切らせるよう、八月八日、書状を届けて長政を誘つたとする。

『江源武鑑』では屋形への裏切り者を蒲生父子と阿閉の三

人としている。義秀を害そうとする信長に寝返るので、臣下として最も批難されるべき行為と言える。だが『浅井日記』では、信長方に寝返る者は三人に限らない。蒲生と阿閉の離反行為にしても、同じく寝返つた他の武士と比べて、特に批難される性質のものとはみられていない。

八 『江源武鑑』の蒲生賢秀評

『江源武鑑』では、天正元年に主君義秀を裏切つたとされ、不名誉な役割を負わされてしまった賢秀だが、同書にその人物評が見える。

『江源武鑑』 卷十八、天正十年六月四日条
 四日、安土アツチサイハシカマフ在番蒲生右兵衛父子、信長ノボキミカタチノ若公達、御台ヲ
 日野ノ谷ヘ引退ヒキシリシノケテマツ。奉ル。此時、蒲生、安土ノ番衆ハシシユヲイ
 サナイテ、観音城後詰二采ルホトナラハ、光秀ハ討死ス
 ヘキニ、今二不始スハシメ。蒲生力大臆哉ト、江州ノ侍八申二
 ヤ。土民二及フマテ、ツマハシキシテケリ。

蒲生父子が信長の妻子を自領の日野谷まで退避させたことは『信長記』に拠つていのである。同書には次のように記

されている。

『信長記』 卷十五之上「羽林信忠御最期の事」
 蒲生右兵衛大夫、いや／＼加様にある上は、御台所公達、其の外女房達、皆々日野谷へ退け申さんとて、子息忠三郎氏郷方へ乗物五十一、鞍置馬百疋、伝馬二百疋召連れ、腰越まで急ぎ差越すべき由申遣はし、明くれば三日の卯の刻にぞ退かれける。(下略)

下略部分では、殿守(天主)の宝物金銀等を取つて、火を掛けるように伝えた女房らを説得し、そのままにしたことについて、「誠に清白なる義士なりと、世挙つて申しあへりけり。」と結び、世間では一人残らず称讃したとしている。

『江源武鑑』にも信長の妻子を安土から退避させたことは見えるが、独自の戦国近江史観によって、明智軍に攻撃されている主君の居城観音城の後詰に來なかつたと見方を変える。これは、主君を見捨て、近くにいた敵から逃亡したとみることもできる。江州の侍・土民に批難されたと結んでいる点は『信長記』と対照的である。

『江源武鑑』には、観音城が明智軍によって落城したとする記事があることは既述したが、この戦いについて略述して

おきたい。

三日、信長の訃報を受けた六角氏家臣は近江坂本にいた光秀を討ち、稚屋形を上洛させて天下に号令しようとした。

そこで水路（琵琶湖經由）にて光秀の居城坂本城へ赴き、攻め落とした。いっぽう、光秀率いる明智軍は陸路にて稚屋形と近習らぐいた観音城を攻めた。大方、大将分の人々は坂本城攻めのために不在であり、落城、稚屋形は落ち延びた。これを「江州入替合戦」と呼ぶ。このとき、「蒲生氏郷カ家人新庄ト云者、光秀ニ頼レテ算作ノ方ヨリ三ノ丸ヘ入テ火ヲカクルニ」よって、味方は大方討死した。

蒲生は屋形の世代が代わって、再び裏切ったようにみえるが、天正元年八月十四日条（巻十七所収）に、蒲生の計略を受け入れた信長の軍事予定について、「蒲生カ家人新庄清兵衛ト云者、観音城へ馳来テ申ナリ」とあるので、新庄は主君蒲生に反する武士として描かれていると思われる。

ところで、蒲生を「大臆」とする批評と似た記述が、儒医江村専斎（一五六五—一六六四）が語った内容を伝える『老人雑話』（正徳三年 一七二三 成立²⁷）に見える。

『老人雑話』 上巻（二十条、蒲生氏の歴史）

氏郷の父は頑愚にして天性臆病の人なり、其時俗間の小歌に、日野の蒲生殿ハ、陣とさへ云やへをこきやると云しは、此人の事也

今村義孝氏によれば、「日野の蒲生殿は陣とさへいへば下風おこる」とする本文もあるという。『老人雑話』の賢秀評は芳しいものではないが、氏は『川角太閤記』（江戸時代初期成立力）の「ことの外世間うとく」という文言と併せて、「それも頑固なぐらい義理堅かったことによるものか」と賢秀に対して善意に解釈している²⁸。また、谷口克広氏は賢秀を「武勇と決断力に富んだ印象」と高く評価する。そして、『老人雑話』の人物評について、「表面に現れた姿は、幸運に支えられたものかも知れないが、それにしてもこの批評には納得が行かない。」と江村に対して否定的である²⁹。

江村の賢秀評の根拠は不明である。本能寺の変の際、安土の信長関係者を一夜のうちに引き取ったことは別の条に見えるが（下巻三十三条、本能寺の変と山崎合戦）、批難めいた記述はない。蒲生氏を「佐々木承禎の臣なり」（上巻二十条）とするので、『江源武鑑』から影響を受けたとは考えられない。

おわりに

本稿では、丸亀京極家伝来の犬追物関係資料が六角氏郷ゆかりの品であるとの見解から、氏郷は浅井長政、蒲生賢秀という近江の戦国武将に関心があったと考え、伝氏郷著作での二人の描かれ方について、人物評を中心に考察してきた。

浅井長政について、『和論語』浅井日記¹⁾ではともに「義士」と評している。しかし、氏郷の先祖であり、長政の主君である近江の屋形のために織田信長と戦い、滅んだとする点では共通するとはいえ、屋形の代は異なっている。信長との戦いの始終については差異が甚だしい。

『和論語』の長政の言葉は、『江源武鑑』によって背景が理解できることから、『江源武鑑』の歴史像を踏襲していると考えられる。これによれば、信長の妹婿であるが、屋形義秀を除こうとする信長の誘いを蹴って戦い、「義死」を遂げたのである。

『浅井日記』は浅井氏を中心にした軍書であり、この作者の関心事の一端が分かる。本書では、天下を奪おうとする志

が読み取れたため、信長と戦うことを自ら決意した点で、『江源武鑑』よりも自主的と言える。また、「義士」と評する際、楠木正成の名を併記している。これは中世以来の忠臣としての正成像を踏襲したものであり、長政は正成と並び称されるほどの「義士」であると称讃されているのである。

ここで注目しておきたいのは、六節で引用した『浅井日記』巻末の記事(一)である。本記事では、長政に加え父久政も「義士」と評されている。また、氏郷が丸亀京極家に譲渡した六角氏系図と同じく、久政の実父を六角氏綱と明記し(ただし、母は異なる)、長政の娘三人の婚家と子について記している。本記事によれば、氏郷流は「義士」を出した家系ということになる。また、浅井氏の血筋は天皇家ならびに徳川将軍家に伝えられているので、血縁関係上、浅井氏と同族とされる氏郷は御両家と遠戚関係に当たることになる。氏郷の貴種性が最高になるのである。

蒲生賢秀について、『江源武鑑』では、屋形義秀を裏切ったため、義秀を憤怒させたとされ、本能寺の変報を受けた後の対応については、稚屋形のいる観音城を救援しなかったとして「大臆」などと評された。賢秀の描かれ方は長政とは対

照的である。だが、『江源武鑑』と異なり、『浅井日記』では信長方に付くのは賢秀、阿閉に限らない。また、既述したように、『浅井日記』では、長政が信長と戦う理由が、『江源武鑑』と異なっており、信長と近江の屋形とが敵対する必然性は、『江源武鑑』ほどの明確さを伴っていないのではないかと思われる。そのためもあるうか、賢秀と阿閉は裏切り者として厳しく批難されていない。

以上のように、伝氏郷著作では、近江の武將は氏郷の先祖とされる近江屋形への忠誠度に応じて評価されている。伝氏郷著作特有の戦国近江史観に沿って長政は「義士」と絶讃される一方、賢秀は不忠とされたのである。

註

(1) 幕臣小林正甫の『重編応仁記』第三部「応仁後記」の巻之下に、「洛陽の客」が氏郷について語った内容が見える(宝永六年三月付)。その他、幕臣建部賢明の『大系図評判遮中抄』は氏郷批判の著としてよく知られている。『重編応仁記』は『改定史籍集覧』第三冊(近藤活版所、一九〇〇年)、北条九代記『重編応仁記』(国民文庫刊行会、一九二二年)所収本、『大系図評判遮中抄』は『史籍雜纂』第三(国書刊行

会、一九二一年)所収本に拠った。

(2) 『東京大学史料編纂所図書目録』(第二部和漢書写本編6(謄写本「下之二」)、東京大学史料編纂所編纂、東京大学、一九七〇年)によれば、東京大学史料編纂所本の原蔵者は堀田璋左右氏である(一九〇二年謄写)。また同書によれば、『京極氏家臣某覚書抜萃』は勝楽寺所蔵「佐々木系図」(氏郷氏照 敦高と続いたとする)、「六角氏郷文書」(12月9日)「とともに六角氏系図の「附」とされている。堀田氏の「佐々木六角系図に就て」(『歴史地理』七七、一九〇五年)では、「六角佐々木氏系図略」所収史料のすべてに触れる。氏はこのなかで「京極氏家臣某覚書抜萃」と同内容の史料を「京極家物語書留」(此書名は後人が便宜上書き足したるもの)と呼んでいるが、本稿で使用する史料名は「六角佐々木氏系図略」所収史料に拠る。なお、前述の論文の筆者名は「朱雀生」であるが、堀田氏が筆者であることは、草薙金四郎・堀田璋左右翁伝(香川県立図書館、一九五八年(六版))を参照した。

(3) 『京極氏家臣某覚書抜萃』に記載の「亥十月」付稲葉丹後守宛京極備中守書状によれば、氏郷と京都所司代との一件は天和三年(一六八三)癸亥の出来事である。稲葉から京極に氏郷の身元について照会があったようで、その返事とみられる。この年七月二十五日付「武家諸法度」徳川綱吉の法度に、「一、衣裳之品不可混乱。白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上免許之事。(下略)」(傍線筆者)とあり、浪人氏郷の白小

- 袖着用は本条文に抵触する可能性があると考えられたのだらう。なお、『武家諸法度』は『近世武家思想』（日本思想大系27、石井繁郎校注、岩波書店、一九七四年）から引用した。
- (4) 朱雀生（堀田璋左右）「佐々木六角系図に就て」（註（2）に既出）。佐々木哲『佐々木六角氏の系譜 系譜学の試み』（思文閣出版、二〇〇六年）、系譜伝承論 佐々木六角氏系図の研究（思文閣出版、二〇〇七年）。
- (5) 山本武夫『譜牒余録』、『日本史文獻解題辞典』（加藤友康・由井正臣編集、吉川弘文館、二〇〇〇年）参照。
- (6) 『譜牒餘録』中（内閣文庫影印叢刊、国立公文書館内閣文庫、一九七四年）所収
- (7) 「歡喜光寺」京都・山城寺院神社大事典（平凡社地方資料センター編集、平凡社、一九九七年）
- (8) 拙稿『江源武鑑』偽書説と黒川道祐 醍醐の花見に関する記事を考察の起点として」（『中京国文学』二八、二〇〇九年三月）、近江浅井氏「三条公綱落胤説」の起源」（『中京国文学』三一、二〇一二年三月）
- (9) 安達啓子「犬追物図屏風定型の成立と展開」『風俗画 公武風俗』（日本屏風絵集成第十二巻、辻惟雄、仲町啓子、鈴木廣之、安達啓子、脇坂淳著、第一出版センター編集、講談社、一九八二年）。氏は「犬追物の法式も佐々木家独特の故実書を伝え」ているとし、「故実書」の註記（註47）に「讃岐に伝わる京極佐々木家本二種」とあるが、掲出される類本一覧に丸亀京極家伝来品は挙げられていない。
- (10) 『越後軍記 昔北花録 浅井物語 浅井日記』（国史叢書、黒川真道編、国史研究会、一九一五年）所収
- (11) 『東浅井郡志』第二巻（黒田惟信編、滋賀県東浅井郡教育会、一九二七年）第十九章第二節第一項によれば、長政の発給文書は永禄三年十二月までは新九郎と署名、備前守と見えるのは、同四年二月以後、実名については永禄四年卯月二十五日付で備前守賢政と署名するが、同年六月二十日付で浅井備前守長政とあるという。したがって、永禄二年三月時点で浅井新九郎賢政とするのが正しいが、賢政の名は長政の曾祖父として浅井氏の系図に記載されているのである。なお本稿では、復刻版（名著出版、一九七一年）を用いた。
- (12) 名古屋市蓬左文庫所蔵本を使用（刊記によれば尾張屋勘兵衛板）。原文本文は適宜「」で句切り、続く略伝部分は句切られていないが、引用にあたり、略伝部分については、筆者が句読点を打った。
- (13) 明暦二年板影印『江源武鑑』上・下（名著出版、一九七四年）を用いる。引用にあたり、適宜、句読点を補った。
- (14) 井上泰至『近世刊行軍書論 教訓・娯楽・考証』（笠間書院、二〇一四年）第二章第一節、武田昌憲「楠木正成」。日本奇談逸話伝説大事典（志村有弘・松本寧至編、勉誠社、一九九四年）を参考にした。
- (15) 『断家譜』第一（斎木一馬・岩沢愿彦校訂、続群書類従完成会、一九六八年）。『断家譜』は慶長年間（一五九六—一六一五）から文化年間（一八〇四—一八）に至る絶家となった

- 大名・旗本・官医の家について以呂波（いろは）順に記載したものの。田畑吉正著。文化六年成立。解説は藤野保「断家譜」『日本文献解題辞典』（註（5）に既出）を参照した。
- (16) 『豊臣秀吉文書集一 永祿八年・天正十一年』（名古屋市博物館編、吉川弘文館、二〇一五年）
- (17) 『続群書類従』第二十輯下所収『惟任退治記』
- (18) 『群書類従』第二十九輯所収
- (19) 折口信夫「信太妻の話」『折口信夫全集』2（古代研究（民俗学篇1））（折口信夫全集刊行会編纂、中央公論社、一九九五年）、初出、一九二四年。
- (20) 拙稿「江源武鑑」偽書説と黒川道祐 醍醐の花見に関する記事を考察の起点として」（註（8）に既出）
- (21) 引用は『太閤記』（新日本古典文学大系60、檜谷昭彦・江本裕校注、岩波書店、一九九六年）より。引用文中、傍らの（ ）内の実名は、谷口克広『織田信長家臣人名辞典 第2版』（吉川弘文館、二〇一〇年）を参照して補った。
- (22) 笹川祥生「近世の軍書 近江の戦国時代を描いた作品を例として」『軍記物語とその劇化 平家物語』から『太閤記』まで（『古典講演シリーズ6、国文学研究資料館編、臨川書店、二〇〇〇年）、「付録 偽書『江源武鑑』の世界」『戦国武将のこころ 近江浅井氏と軍書の世界』（吉川弘文館、二〇〇四年）
- (23) 『信長記』から引用するにあたり、『信長記』上・下（神郡周校注、現代思潮社、一九八一年）を使用する。
- (24) 若尾政希『太平記読み』の時代 近世政治思想史の構想（平凡社選書、平凡社、一九九九年）、（平凡社ライブラリー、平凡社、二〇一二年）
- (25) 武田昌憲「楠木正成」『日本奇談逸話伝説大事典』（註（14）に既出）
- (26) 加美宏『太平記享受史論考』（桜楓社、一九八五年）、初出、一九七九年。
- (27) 江村専齋が語った話を門人伊藤坦庵（一六三三—一七〇八）が筆録したものを基に成立した回想録。野中哲照「老人雑話」『戦国軍記事典 天下統一篇』（古典遺産の会編、和泉書院、二〇一一年）参照。本稿記載の『老人雑話』の小見出しは野中氏が付けたものを使用。引用するにあたり「改定史籍集覧」第十冊（近藤活版所、一九〇一年）を使用した。
- (28) 今村義孝『蒲生氏郷』（人物往来社、一九六七年）、（吉川弘文館、二〇一五年）
- (29) 谷口克広「蒲生賢秀」『織田信長家臣人名辞典 第2版』（註（21）に既出）

（中京大学文学会一般会員）